

事業の概要

子ども及びその保護者等、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育・保健施設や地域の子育て支援事業等の情報の提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

また、利用者の支援に際しては、利用者の視点に立った寄り添う支援を行い、子育て家庭の不安感や負担感を軽減する役割が期待されています。

計画期間内（R2～R6）に目指す姿（P）

各市町村の子育て支援の相談窓口の機能強化を図るとともに、地域の子育て支援のニーズや利用状況に応じて事業実施に向けた検討を促します。

◎母子保健型の設置

【本年における具体的な目標値】

30市町村32か所
(R1年度:19市町村20か所)

【令和6年度目標値】

全市町村
(高知市は複数設置)

実施状況（D）（R3年1月末現在）

【基本型・特定型】

設置状況:基本型1か所(南国市)
特定型1か所(高知市)
人材確保:子育て支援員認定者 (基本型・特定型)7名
(基本型) 1名

【母子保健型】

設置状況:子育て世代包括支援センター30市町村 31か所
(利用者支援事業活用19市町村)

○子育て世代包括支援センターの機能強化

・子育て世代包括支援センター連絡調整会議の開催
(25/34市町村等56名参加)

○母子保健コーディネーター等の人材育成

・母子保健コーディネーター研修会の開催
(26/34市町村等48名参加)
・総合相談窓口機能強化のためのスキルアップ研修会
開催
(前期:26/34市町村等48名参加)

※後期は新型コロナ感染拡大防止のため来年度に延期
※地域と産科医療機関ネットワーク会は、新型コロナ感染拡大防止のため中止

評価・課題、今後の取組み（C・A）

<評価・課題>

【基本型・特定型】

・待機児童が都市部と比べて少ないことや新たに専任職員を1名確保して事業化することが困難

【母子保健型】

・各市町村に子育て世代包括支援センターが設置がされ、妊娠早期から支援する体制の整備は一定すすんだが、今後は、さらに母子保健コーディネーターや保健師等のアセスメント力の強化が必要
・産後、専門職からのケアを十分に受けた母親の割合は増加傾向にあるが、市町村の産後ケア事業等のサービスメニューが少ない

<今後の取組み>

【基本型・特定型】

・地域子育て支援センターにおいて、子育て世帯が必要とするサービスを提供できるよう、利用者支援専門員の育成を支援
・利用者支援事業(基本型)の子育て支援員専門研修を県内で開催

【母子保健型】

・子育て世代包括支援センターの機能強化と未設置町村のセンター設置支援
・母子保健コーディネーターや保健師等のアセスメント力の強化と、産前・産後ケアサービスの拡充
・市町村保健師や産科・精神科医療機関の医師・助産師など多職種・多機関が連携した周産期メンタル不調への支援

事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流促進 ②子育て等に関する相談、援助の実施
③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)

計画期間内 (R2～R6) に目指す姿 (P)

拠点の機能強化を図るとともに、身近な地域での子育て支援の場を拡充します。

◎地域子育て支援拠点の設置か所数

【令和6年度目標値】

25市町村1広域連合52か所

実施状況 (D) (R3年1月末現在)

設置状況:23市町村1広域連合 49か所(休止1か所含む)
子育て支援員認定者: 419名

- ◆地域資源を活用した身近な地域での子育ての場の拡充に向けた支援
 - ・国交付金を活用した支援
(県費:地域子ども・子育て支援事業費補助金)
⇒43か所(20市町村)
 - ・国の基準に満たない小規模な子育て支援拠点の運営への支援
(安心子育て応援事業費補助金)
⇒3か所(2町村1広域連合)
- ◆妊娠期からの利用や父親の育児参画を促す取組への支援
 - ・安心子育て応援事業費補助金 R2:10市町村1広域連合
- ◆拠点職員等の資質向上のための研修や情報交換会等の実施
 - ・現任者研修の実施 R2:のべ67名
(8/5:22名、10/9:13名、11/28:32名)
 - ・子育て支援員研修(地域子育て支援拠点事業) R2:33名認定
- ◆「高知版ネウボラ」の取組の推進
 - ・市町村訪問
各市町村のネウボラ体制を整理し、支援の取組内容等を把握

評価・課題、今後の取組み (C・A)

<評価・課題>

・子育て中の保護者が抱える様々な問題に対応するため、関係機関との連携体制を構築し、妊娠期からの支援や父親の育児参画を促す取組、拠点を利用していない子育て家庭への支援など、ニーズに応じた取組が必要

<今後の取組み>

・地域子育て支援センターを拠点として、利用者支援事業(基本型・特定型)を実施するとともに、多様なサービスを提供する地域子育て支援センターの設置を促進

・子育てサークル等の地域資源を活用し、身近な地域で気軽に不安や悩みを相談できる支援者の育成や交流の場づくりなど、住民主体の子育て支援サービスの充実

・各市町村に専門家を派遣し、母子保健、児童福祉、子育て支援の各部門の連携体制へのスーパーバイズを実施

事業の概要

母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦に対して、a妊娠週数に応じた問診、診察等による健康状態の把握、b検査計測、c保健指導を実施するとともに、妊娠期間をとおして適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

母子健康手帳交付時に併せて交付される妊婦健康診査の受診券(公費負担14回分)により、「標準的な妊婦健診のスケジュール」に示される妊娠初期～23週、24週～35週、36週～出産までといった各期間毎の望ましい時期に必要な応じた医学的な検査等を実施しています。

計画期間内(R2～R6)を目指す姿(P)

妊婦健康診査の実施に係る市町村の負担を軽減するための支援及び妊婦自身の主体的な健康管理のための啓発を引き続き行い、妊娠初期から出産までに正期産(妊娠37週～41週)の場合で概ね14回の定期的な健診を受診している妊婦の増加と未受診のまま出産に至る方の減少を図ります。

◎妊娠11週以下での妊娠届率

【本年における具体的な目標値】

全国水準

(H30年度:93.2%(全国93.3%)

→R1年度:94.2%(速報値))

【令和6年度目標値】

全国水準

実施状況(D)(R3年1月末現在)

◆妊娠中の健康管理の重要性の啓発

＜妊婦自身の主体的な健康管理意識の啓発＞

- ・母子健康手帳別冊「お母さんと赤ちゃんのためのサポートブック」作成・配布(市町村)
- ・「妊婦健康診査を受けましょう」チラシの作成、配布(医療機関・市町村)

＜思春期からの意識の啓発＞

- ・性に関する専門講師派遣 11校(1,419人)
- ・思春期ハンドブック配布 8,940冊(高等学校等)
- ※コロナで中止、申し込み見合わせの学校あり

◆本県独自の検査項目追加による早産防止を目的とした医学的管理の徹底

- ・妊娠初期の膣分泌物の細菌検査
県内全市町村で実施
- ・妊娠中期の子宮頸管長の測定
県内全市町村で実施

◆母子保健事業従事者の資質の向上

- ・市町村等の母子保健従事者を対象とした「母子保健指導者研修会」の実施

※周産期医療従事者を対象とした「周産期医療研修」は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

評価・課題、今後の取組み(C・A)

＜評価・課題＞

- ・妊娠に伴う経済的な負担の軽減
- ・妊娠満20週以降の妊娠届出1.31%(うち分娩後5人)(R1年度速報値)と横ばい状態
- ・早産防止対策の取組により、早産による未熟性が原因である乳児死亡は減少傾向にある。
- ・早産防止対策の更なる徹底を図るため、早産防止対策評価検討会において取り組みの評価を行い、状況に応じて子宮頸管長測定指針等の見直しを行う必要がある。
- ・思春期や若い世代等への正しい知識の情報提供による健全な心と身体づくりが必要。

＜今後の取組み＞

- ・妊娠中の健康管理の重要性の啓発
- ・本県独自の検査項目追加の継続
- ・周産期医療や母子保健事業従事者の資質向上のための研修会の開催

事業の概要

生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育について相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

(支援内容)

- ・育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
- ・子育て支援に関する情報提供
- ・乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握
- ・支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

計画期間内 (R2～R6) に目指す姿 (P)

5年後も全市町村における全戸訪問が引き続き実施されているとともに、支援の必要な家庭の把握と適切な支援につなげることのできる訪問者を育成します。

実施状況 (D) (R3年1月末現在)

実施状況: 県内全市町村

- ◆事業実施する市町村に対する財政的な支援
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付市町村 (20市町村)
 - ・補助金の交付を受けずに母子保健法に基づく訪問指導等と併せて実施している町村 (14町村)
- ◆市町村職員等を対象とした研修等の実施 (延べ268名)
 - ・児童虐待の対応について等 (6/9: 63名)
 - ・児童虐待対応模擬事例でのグループワーク (6/30: 50名)
 - ・子ども虐待相談における危機アセスメント (7/7: 47名)
 - ・虐待対応マネジメントと地域ネットワーク等 (8/4: 36名)
 - ・包括的アセスメントと支援計画 (10/20: 24名)
 - ・子ども虐待対応マネジメント等 (11/10: 22名)
 - ・子ども虐待相談における保護者アプローチ (1/19: 26名)

評価・課題、今後の取組み (C・A)

<評価・課題>

・支援が必要と判断される家庭の把握や養育支援訪問事業をはじめとしたサービスの提供等、早期の養育環境の改善に向けた訪問者の人材育成及び資質向上が必要

<今後の取組み>

・当該補助金の交付を受けず、母子保健法に基づく訪問指導等と併せて実施している町村への補助金活用に向けた支援

・市町村職員 (母子保健担当部署の職員を含む) 等を対象とした研修等を実施し、訪問者の人材育成及び資質向上に取り組む市町村を支援

事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
(家庭訪問の内容)

- ・妊娠期から継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援
- ・出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
- ・不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援
- ・児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援

計画期間内 (R2～R6) に目指す姿 (P)

養育支援が特に必要な家庭に対する指導・助言と育児等に関する援助につなげることでできる訪問者を育成します。

実施状況 (D) (R3年1月末現在)

実施状況:34市町村

- ◆事業実施する市町村に対する財政的な支援
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付市町村(18市町村)
 - ・補助金の交付を受けずに母子保健法に基づく訪問指導等と併せて実施している町村(16町村)
- ◆市町村職員等を対象とした研修等の実施(延べ425名)
 - ・要対協調整機関と児童相談所との連携強化(6/25・26:59名、10/29・30:48名)
 - ・児童虐待の対応について等(6/9:63名)
 - ・児童虐待対応模擬事例でのグループワーク(6/30:50名)
 - ・子ども虐待相談における危機アセスメント(7/7:47名)
 - ・虐待対応マネジメントと地域ネットワーク等(8/4:36名)
 - ・他市町村の会議運営方法やケース支援方法等の見学(9/17・10/7・10/8:50名)
 - ・包括的アセスメントと支援計画(10/20:24名)
 - ・子ども虐待対応マネジメント等(11/10:22名)
 - ・子ども虐待相談における保護者アプローチ(1/19:26名)

評価・課題、今後の取組み (C・A)

<評価・課題>

- ・個々の家庭の抱える課題や養育上の諸問題の解決、負担の軽減に向けて、訪問者の人材育成や資質向上の取組を継続して行うことが必要

<今後の取組み>

- ・当該補助金の交付を受けず、母子保健法に基づく訪問指導等と併せて実施している町村への補助金活用に向けた支援
- ・市町村職員(母子保健担当部署の職員を含む)等を対象とした研修等を実施し、訪問者の人材育成及び資質向上に取り組む市町村を支援

事業の概要

市町村において、子どもを守る地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び関係機関等の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応につなげる事業です。

計画期間内（R2～R6）に目指す姿（P）

関係機関の連携のもと、地域の中で要保護児童の早期発見と、きめ細かな対応が行えるよう、要保護児童対策地域協議会の活動の一層の強化を図ります。

実施状況（D）（R3年1月末現在）

要保護児童対策地域協議会の設置状況：全市町村

- ◆ 要保護児童対策地域協議会の機能強化に取り組む市町村に対する財政支援
 - ・ 地域子ども・子育て支援事業費補助金交付市町村（5市町）
- ◆ 市町村職員等を対象とした研修等の実施（延べ425名）
 - ・ 要対協調整機関と児童相談所との連携強化（6/25・26：59名、10/29・30：48名）
 - ・ 児童虐待の対応について等（6/9：63名）
 - ・ 児童虐待対応模擬事例でのグループワーク（6/30：50名）
 - ・ 子ども虐待相談における危機アセスメント（7/7：47名）
 - ・ 虐待対応マネジメントと地域ネットワーク等（8/4：36名）
 - ・ 他市町村の会議運営方法やケース支援方法等の見学（9/17・10/7・10/8：50名）
 - ・ 包括的アセスメントと支援計画（10/20：24名）
 - ・ 子ども虐待対応マネジメント等（11/10：22名）
 - ・ 子ども虐待相談における保護者アプローチ（1/19：26名）

評価・課題、今後の取組み（C・A）

<評価・課題>

- ・ 当該業務は、様々な関係機関との調整が必要であるが、市町村職員が調整業務を専任で担うことが困難
- ・ 個々のケースへの対応や見立てが重要な業務であることから、人材育成や資質向上の取組を継続して行うことが必要

<今後の取組み>

- ・ 要保護児童対策地域協議会の機能強化に取り組む市町村に対する財政的な支援の継続
- ・ 児童相談所等による市町村職員等を対象とした研修や要保護児童対策地域協議会管理ケースに対する助言により、適切なケース対応や見立てを行う人材育成及び資質向上に取り組む市町村を支援
- ・ 子ども家庭総合支援拠点の設置に取り組む市町村に対する財政的な支援の実施

事業の概要

保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【短期入所生活援助(ショートステイ)事業】

・保護者が、疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合などに、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、児童の養育・保護を行う。(原則として7日以内)

【夜間養護等(トワイライトステイ)事業】

・保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合等、その他の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、児童を預かる(宿泊可)

計画期間内 (R2～R6) に目指す姿 (P)

全市町村で、必要に応じて利用できる体制を実現します。

実施状況 (D) (R3年1月末現在)

実施状況: ショートステイ 27市町村
トワイライトステイ 1市(高知市)

- ◆市町村に対する財政支援
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付市町村 (21市町)
(R1実績)
 - ・ショートステイ
延べ日数: 349日
(うち児童の付き添いの実施: 3日)
 - ・トワイライトステイ
延べ日数: 0日
- ◆受け入れが可能な施設等の状況: 14施設
 - ・乳児院: 1か所(高知市)
 - ・児童養護施設: 8か所(高知市・香南市・香美市・四万十市・佐川町)
 - ・母子生活支援施設: 2か所(高知市・安芸市)
 - ・ファミリーホーム: 3か所(高知市・四万十市・本山町)
- ◆事業未実施の市町村への働きかけ
 - ・事業未実施の市町村に対し、市町村訪問等により事業に向けた働きかけ

※法改正により令和3年度から里親による受け入れが可能

評価・課題、今後の取組み (C・A)

<評価・課題>

・近隣に実施施設のない市町村への対応として、一時預かり事業などの実施状況や、当該事業の各市町村におけるニーズ量等も踏まえたうえで、事業の実施に向けて取り組む市町村への支援を行うことが必要

<今後の取組み>

- ・当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続
- ・近隣に児童養護施設等がない市町村に対して里親の活用による実施の働きかけ
- ・委託先である児童養護施設等での受け入れが困難な場合に備え、里親の活用を促進し、保護者の必要に応じた受け入れ体制の確保

事業の概要

乳幼児や小学生等の児童の子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する方と、当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関して、連絡・調整を行う事業です。

【交付対象となる事業(会員数20人以上)】

- ・提供会員及び利用会員の募集、登録、その他会員組織業務
- ・相互援助活動の調整等(事故が発生した場合に、円満な解決に向け会員間の連絡等を行うことを含む)
- ・相互援助に必要な知識に関する講習会の開催

【利用できるサービスの内容】

- ・保育所、幼稚園、認定こども園等の送り・迎え、登園前・帰宅後の預かり
- ・放課後児童クラブへの登校前・終了後の預かり
- ・習い事への送迎等

計画期間内(R2~R6)に目指す姿(P)

事業の拡大や充実に向けて、引き続き業務内容の周知啓発活動を行うとともに、保育所等と連携した制度の周知や会員の掘り起こし、提供会員となるための講習会の受講機会拡大を図る支援を行い、R6年度末には提供会員数(両方会員含む)が1,000人となることを目指して取り組みます。

◎提供会員数

【本年における具体的な目標値】

840人

【令和6年度目標値】

1,000人以上

実施状況(D)(R3年1月末現在)

実施状況:県内12市町

(高知市・安芸市・南国市・須崎市・四万十市・香南市・香美市・いの町・仁淀川町・佐川町・四万十町・大月町)

うち、病児・緊急対応強化事業実施:1市
(四万十市)

◆運営費補助

・国の交付金に加えて、本県独自の取組加算により運営を支援

◆会員の増加に向けたセンターのPRと研修の実施

- ・県の広報媒体による広報の実施(ラジオ、広報紙等)
 - ・啓発リーフレットの配布
 - ・提供会員になるために必要な研修を県主催で実施
- 子育て支援員研修 参加人数16人

評価・課題、今後の取組み(C・A)

<評価・課題>

- ・提供会員の確保が困難
- ・病児・病後児への対応
- ・コロナ禍で自宅での預かりが困難

<今後の取組み>

- ・近隣市町村による提供会員講習の広域受講を進める取組を支援
- ・保育所・幼稚園等と連携した制度の周知や会員の掘り起こし
- ・啓発リーフレットの配布、イベント出展、CM放送等による広報
- ・県及び市町村広報紙などによる会員募集のPR
- ・未実施市町村への働きかけ
- ・病児・病後児預かりの事業開始予定(仁淀川町、土佐清水市)
先行事例の情報提供等により支援
- ・自宅での預かりが困難な場合に使用できる施設や部屋を整備する費用を支援

事業の概要

家庭で保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点やその他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。第2種社会福祉事業として位置づけられ、新制度においては4つの事業類型があります。

- ①一般型：保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を預かる事業
- ②余裕活用型：保育所や認定こども園等で利用定員に達していない場合に、乳幼児を定員まで受け入れる事業
- ③幼稚園型：幼稚園又は認定こども園において、1号認定の在籍園児の教育標準時間以上の利用の実施（園児以外の子どもの一時預かりも併せて実施可能）
- ④訪問型：児童の居宅において実施（特に支援が必要な児童を想定）

計画期間内（R2～R6）に目指す姿（P）

保育所・認定こども園等の教育・保育施設を利用していない保護者にとっては必要な事業ですが、市町村によっては未就園児家庭が少ない状況もみられるため、市町村のニーズに応じて事業実施を支援します。

幼稚園・認定こども園における1号認定の幼児についても、利用可能となるよう財政支援を行いながら、すべての幼稚園・認定こども園での実施を支援します。

休日・祝祭日に実施する施設についてもニーズに応じて増やしていきます。

【本年における具体的な目標値】

26市町村110か所

【令和6年度目標値】

26市町村110か所

実施状況（D）（R3年1月末現在）

実施状況：	一般型	18市町37か所
	余裕活用型	11市町41か所
	幼稚園型	47園（幼稚園及び認定こども園）
	計	25市町村106か所

- ◆市町村に対する助言・指導、財政支援
（※本事業は市町村の委託又は補助事業）
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付市町村
（19市町村）
- ◆事業の担い手確保について
 - ・子育て支援員研修（一時預かり）の実施 22名修了
- ◆一時預かり事業の実施場所、利用方法等の情報提供、周知
 - ・HPなどを活用した情報公表

評価・課題、今後の取組み（C・A）

<評価・課題>

- ・一部の市町村を除き、各市町村の計画どおり一時預かり事業が実施できている。

<今後の取組み>

- ・実施施設数は増加しているため、保護者ニーズにあったサービスの提供に向け市町村を支援していく。
- ・一時預かり事業の担い手確保のため、子育て支援員養成研修を継続して実施するとともに、資格取得者については、福祉人材センターへの登録を促し、マッチング事業と連携した取組を行う。
- ・高知家の出会い・結婚・子育て応援団等を活用した事業所等への周知を行う。

事業の概要

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外において、認定こども園や保育所等で保育を実施する事業です。2つの事業類型に応じた事業の実施が可能です。

- ①一般型: 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日、及び時間において、保育所等で保育を実施
- ②訪問型: 居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える時間や保育所等における延長保育の利用児童数が1名となった場合に、児童の居宅に訪問し事業を実施

計画期間内（R2～R6）に目指す姿（P）

働きながら子育てを担う女性が多い本県の実情を踏まえ、保育所や認定こども園等で行う延長保育事業の実施を支援します。

急な残業など、突発的な事由によって延長保育が必要になる場合など、施設では対応しきれない延長保育については、ファミリー・サポート・センター等の活用の検討も併せて実施します。

【本年における具体的な目標値】

14市町村138か所

【令和6年度目標値】

14市町村140か所

実施状況（D）（R3年1月末現在）

実施状況: 14市町村140か所

（内訳）

開所時間11時間超え保育所等: 県内14市町村98か所

開所時間11時間超え幼稚園（認定こども園除く）: 1か所

開所時間11時間超え認定こども園: 21か所

開所時間11時間超え地域型保育事業所: 20か所

◆市町村に対する助言・指導、財政支援

（※本事業は市町村の委託又は補助事業）

- ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付市町村
（12市町村）

- ◆11時間以上の保育の必要な保護者が存在する場合、地域の保育所や認定こども園等が実情に合った開所時間にするよう、市町村に促します。

- ・延長保育促進事業

- ◆延長保育が必要な乳幼児が少人数の場合においても、施設のみならず対応可能となる子育て支援サービス等も検討する必要があります。

- ・ファミリー・サポート・センター事業の活用

評価・課題、今後の取組み（C・A）

＜評価・課題＞

- ・保護者ニーズに応え11時間を超えて開所する施設数は増えてきている。
- ・職員の確保が困難となってきている。

＜今後の取組み＞

- ・保育人材の確保と定着のため、保育士等の処遇改善について国に提言するとともに、国の補助制度等を活用し、保育士等の負担軽減に取り組む。
- ・少数又は突発的な対応については、施設型では対応が難しいため、ファミリー・サポート・センター等の活用を進めていく。

事業の概要

保育を必要としている乳幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学していない児童であって、疾病にかかっているもの又は、病気の回復期ではあるものの集団保育が困難と認められるものを、病院や保育所等に付設された専門スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。国及び都道府県以外の者が事業を実施する場合は、予め都道府県知事に届け出る必要があります。平成27年度以降は、3つの事業類型の事業の実施が可能です。

- ①病児・病後児対応型：病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施
- ②体調不良児対応型：児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応などを図る
- ③非施設型（訪問型）：地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅を訪問し、一時的に保育を実施

計画期間内（R2～R6）に目指す姿（P）

働きながら子育てを担う女性が多い本県の実情を踏まえ、保護者が安心して子育てできるよう、県としても多面的な支援を行います。

【本年における具体的な目標値】

病児・病後児対応型実施か所数
（非施設型を含む）
10市町村24か所
体調不良児対応型の実施か所数
5市70か所

【令和6年度目標値】

病児・病後児対応型実施か所数
（非施設型を含む）
10市町村25か所
体調不良児対応型の実施か所数
5市70か所

実施状況（D）（R3年1月末現在）

実施状況：病児・病後児対応型 10市町村23か所
高知市：病児対応型9か所
病後児対応型1か所・訪問型1か所
安芸市：病児対応型1か所
南国市：病後児対応型2か所・訪問型1か所
須崎市：病後児対応型1か所
香南市：病後児対応型1か所・訪問型1か所
香美市：訪問型1か所
芸西村：病児対応型1か所
本山町：訪問型1か所
佐川町：病後児対応型1か所
日高村：病後児対応型1か所

体調不良児対応型 6市町72か所

- ◆市町村に対する助言・指導、財政支援
（※本事業は市町村の委託又は補助事業）
- ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付市町村
（12市町村）
- ◆保護者のニーズが非常に高い事業であり、検討をしている市町村に対し、課題の解消等について、助言・支援を実施します。
- ◆国の「子ども・子育て支援整備交付金（病児保育）」や「企業主導型保育事業」等活用可能な制度について情報提供します。

評価・課題、今後の取組み（C・A）

<評価・課題>

- ・病児・病後児対応型の実施箇所数は、訪問型事業者のエリア拡大により当初目標を上回っており、サービスの拡大につながっている。
- ・一方で、小児科医等の不足や感染症の流行時期により利用者の増減があり、安定した経営が難しいことから、利用ニーズはあるが、実施までに至らない市町村もある。
- ・体調不良児対応型については、毎年増加しており、看護師の配置が進むことで、在園中の体調不良に対応が可能となっている。

<今後の取組み>

- ・利用規模が小さく、単独実施が難しい地域について、広域的な実施ができるよう市町村間の調整が必要
- ・施設を必要としない、訪問型病児保育の実施について検討していく。
- ・病児を預けることへの不安を解消できるよう看護師や保育者の質の確保を行っていく必要がある。

事業の概要

労働等により昼間保護者が家庭にいない小学生児童を対象として、放課後や長期休業時などに、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

国の省令に基づき、市町村が放課後児童クラブの設備や運営に関する基準を条例で定めます。

放課後児童クラブの開所日数と時間については、年間250日以上、授業の休業日は1日8時間以上、授業の休業日以外は1日3時間以上を原則に、保護者や地域の状況等を考慮して、事業所ごとに定める

計画期間内（R2～R6）に目指す姿（P）

放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりのため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進します。

全ての子どもたちが放課後に、より安全で健やかに過ごせるよう、学校と地域、家庭が連携し、地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくりを推進します。

新・放課後子ども総合プランに沿った「放課後学びの場（子どもたちの学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる学習活動の場）」の取組を推進し、全ての子どもたちが放課後に様々な学習や体験・交流活動ができるよう、市町村の取組を支援します。

【本年における具体的な目標値】

放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の実施校率 96.3%以上
避難訓練の実施 97%
防災マニュアルの作成 100%
学校との定期的な連絡 81%以上
学習支援の実施 98%以上

【令和6年度目標値】

放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の実施校率 100%
避難訓練の実施 100%
防災マニュアルの作成 100%
学校との定期的な連絡 90%
学習支援の実施 100%

実施状況（D）（R3年1月末現在）

設置数(うち高知市):放課後児童クラブ 183か所(95か所)
放課後子ども教室 143か所(41か所)
放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の実施校率:
96.3%の見込

避難訓練の実施: 99.7%
防災マニュアルの作成:100%
学校との定期的な連絡:80.6%
学習支援の実施: 98.8%

※R2取組状況調査結果

- ◆市町村への運営にかかる財政支援
- ◆放課後児童支援員認定資格研修の実施
- ◆子育て支援員研修(放課後児童コース)の実施
- ◆放課後児童クラブや放課後子ども教室等に従事する方の合同研修の実施(新型コロナウイルス感染症対策、発達障害理解)
- ◆学び場人材バンクによる人材紹介や出前講座等の実施
- ◆市町村が保護者利用料を減免した場合の助成(県1/2)
- ◆市町村が特別な配慮を必要とする児童のための支援者を配置(発達障害児支援)した場合の助成(県1/2)
- ◆放課後児童クラブの新設や専用区画の面積の拡充など、ニーズ量に基づく整備への財政支援
- ◆高知家の女性しごと応援室を活用した放課後児童クラブの求人について市町村に情報提供
- ◆年1回の市町村訪問や実施状況調査等を通じた助言等

評価・課題、今後の取組み（C・A）

<評価・課題>

- ・全小学校区の96.3%(182校/189校)に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を設置。
- ・放課後児童クラブ・放課後子ども教室の活動内容に差。
- ・従事者の人材・育成確保のため効果的な取組の検討が必要。
- ・厳しい環境にある子どもも放課後児童クラブを利用しやすい環境整備が必要。

<今後の取組み>

- ・放課後児童クラブの実施状況調査(厚生労働省が実施)等各種調査結果や、日頃の市町村とのやりとりなどから現場の状況を把握しながら、市町村に対する助言や財政支援等取組を継続していく。
- ・市町村と連携した放課後事業の従事者の人材育成・確保のための支援を行っていく。